

吹田市介護保険法施行条例の一部改正の骨子案

1 目的

平成29年(2017年)における地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律において、介護保険法第72条の2第1項に規定する障害福祉サービスの指定を受けている事業所について、介護保険サービスの訪問介護、通所介護（地域密着型通所介護を含む。）、短期入所生活介護事業所（介護予防を含む。）の指定を受ける場合の特例（共生型居宅サービス事業者の特例、共生型地域密着型サービス事業者の特例、共生型介護予防サービス事業者の特例、共生型地域密着型介護予防サービス事業者の特例）が設けられました。

各特例の基準は、都道府県又は市町村の条例で定めることとされています。

地域共生社会を目指すため、国が共生型サービスの普及、促進を進めていることや、市においても、市内の事業者から共生型サービスに関する相談が見受けられるようになったことを受け、吹田市介護保険法施行条例を改正し、各特例の基準を定めるものです。

2 改正内容

(1) 各特例の基準は、(2)に定めるものを除き、それぞれ次の省令のとおりとします。

- ・共生型居宅サービス事業者の特例 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
- ・共生型地域密着型サービス事業者の特例 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- ・共生型介護予防サービス事業者の特例 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）
- ・共生型地域密着型介護予防サービス事業者の特例 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）

(2) サービス計画の記録にあつては、当該計画に基づくサービスの提供を終了した日から、その他の記録にあつては、当該記録を作成し、又は取得した日から5年間保存しなければならないこととします。

3 施行予定年月日

公布の日